

京都市会委員会条例の一部を改正する条例(平成24年3月30日京都市条例第 32 号)

(市会事務局議事課)

委員会が参考人の出席を求めようとするときに、議長への事前通告を要しないこととしました。

この条例は、平成24年3月30日から施行することとしました。

京都市会委員会条例の一部を改正する条例を公布する。

平成24年3月30日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 32 号

京都市会委員会条例の一部を改正する条例

京都市会委員会条例の一部を次のように改正する。

第19条第2項中「議決については」を「規定により公聴会を開く議決をするときは」
に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(市会事務局議事課)